

空き家となっている不良住宅の除却費を補助します 多久市不良住宅除却費補助金

多久市では、市民の安全を守り、住環境の保全を図ることを目的に、建物の構造や設備が著しく不良な「空き家」または「空長屋」の除却費用の一部を補助します。「空長屋」の除却に際しては除却工事費用と隣接する住戸の壁を補修する費用まで補助対象とします。

補助上限額

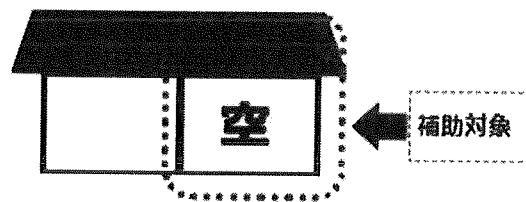
空き家：最大100万円（除却費用の4/5）

空長屋：最大80万円（除却費用の4/5）

対象要件

- 「不良住宅」※と多久市が認めるもの。
- 個人が所有する空き家または空長屋であること。
- 移転、建替えの補償の対象となっていないこと。
- 除却に対して他の補助金を受けていないこと。
- 多久市内の業者に発注する工事であること。

〈空長屋のイメージ〉



・長屋の一部住戸が空き家となっているもの。

※「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいいます。（住宅地区改良法第2条第4項）

補助対象者

- 空き家または空長屋の所有者又はその法定相続人
- 市税等を滞納していないこと。
- 暴力団員等でないこと。

事前調査について

補助を受けるには市の調査・認定が必要です。受付期間内に必ず事前調査申請書を市に提出してください。要件に該当する物件が多い場合は、周辺への影響等を考慮して補助対象を決定します。

事前審査受付期間 令和6年5月7日（火）～令和6年6月28日（金）

問い合わせ 多久市環境課 空き家・空き地対策係 TEL: 75-8440